

行田市ペット霊園の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置を講じ、市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ペット霊園 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体の火葬を行う施設、死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、焼骨を収蔵する施設又はこれらの施設を併せ有する施設で地方公共団体以外の者が設置するもの

(2) 関係住民等 次に掲げる者をいう。

ア ペット霊園で焼却炉の設備を有するものにあつては、当該ペット霊園の敷地の周囲150メートル以内の区域に居住する者及び当該区域に土地又は建物を所有する者

イ ペット霊園で焼却炉の設備を有しないものにあつては、当該ペット霊園の敷地の周囲100メートル以内の区域に居住する者及び当該区域に土地又は建物を所有する者

ウ 市長が必要と認める個人又は団体

(設置等の許可)

第3条 ペット霊園を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(1) ペット霊園の敷地及び面積

(2) ペット霊園の区画数

(3) ペット霊園の設備の処理能力

(4) ペット霊園の設備の位置、構造等の設置に関する事項

(5) ペット霊園の設備の維持管理に関する事項

(事前協議)

第4条 市内においてペット霊園を設置し、又は変更しようとする者(以下「申請予定者」という。)

は、当該ペット霊園の設置計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議を行うときは、規則で定めるところにより、協議書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議において、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(標識の設置等)

第5条 申請予定者は、前条第2項の規定により協議書を提出したときは、ペット霊園の設置計画に係る土地の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該計画の内容を記載した標識を設置しなければならない。

2 申請予定者は、前項の標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第6条 申請予定者は、関係住民等に対し、規則で定めるところにより、ペット霊園の設置計画について説明会を開催しなければならない。

2 申請予定者は、前項の説明会を開催したときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(関係住民等の意見等)

第7条 関係住民等は、前条第1項の説明会が開催された日から起算して30日以内に、申請予定者に対し、ペット霊園の設置計画の内容に係る意見を申し出ることができる。

2 申請予定者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議し、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(許可の申請)

第8条 第3条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) ペット霊園の名称

(3) 第3条第2項各号に掲げる事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による申請は、第4条から前条までに規定する手続を経た後でなければ行うことができない。

(許可の基準)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係るペット霊園の設置計画について、次に掲げる措置が講じられていると認められるときでなければ、第3条の許可をしてはならない。ただし、市長が生活環境の保全の見地から支障がないと認められる場合であつて、規則で定めるときは、この限りでない。

- (1) ペット霊園を設置しようとする者が所有する土地（当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。）であること。
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第4条、第5条及び第100条に規定する河川又は湖沼から20メートル以上離れていること。
- (3) 住宅及び規則で定める施設の敷地の境界からペット霊園の設置をしようとする敷地の境界までが、焼却炉の設備を有するペット霊園にあつては、150メートル以上、それ以外のペット霊園にあつては、100メートル以上離れていること。
- (4) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。
- (5) ペット霊園の境界に接し、その内側に規則で定める緑地帯を設け、かつ、当該ペット霊園の境界から緑地帯の幅以上内側に障壁、生け垣等を設けること。
- (6) 出入口には、施錠ができる門扉を設けること。
- (7) 雨水等が停滞しないように排水設備を設けること。
- (8) 便所、給水設備及びごみ処理のための施設を設けること。
- (9) 規則で定める緑地を設けること。
- (10) 規則で定める駐車場を設けること。
- (11) 焼却炉には、防じん、防臭及び防音について、規則で定めるところにより、十分な能力を有する装置を設けること。
- (12) 前各号に定めるもののほか、必要な関係法令との調整が図られていること。

（許可等の通知）

第10条 市長は、第8条第1項の規定による申請があつた場合であつて、許可又は不許可の決定をしたときは、規則で定めるところにより、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第3条の許可をする場合において、生活環境の保全の見地から必要な条件を付することができる。

（工事着手の届出）

第11条 第3条の許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、当該許可に係るペット霊園の工事に着手しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出等)

第12条 設置者は、前条の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、前条の工事が許可の内容に適合していると認めるときは、設置者に対し、工事完了検査済証を交付するものとする。

3 設置者は、前項の工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、当該許可に係るペット霊園を使用してはならない。

(変更の届出)

第13条 設置者は、当該許可に係る第8条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第14条 設置者は、当該許可に係る維持管理に関する計画に従い、維持管理を適正に行わなければならない。

(地位の承継)

第15条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該許可を受けた者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、遅滞なくその事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(中止及び廃止の届出)

第16条 設置者は、ペット霊園の設置若しくは変更に係る工事を中止したとき、又はペット霊園を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、ペット霊園の状況等について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ペット霊園に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告及び命令)

第18条 市長は、設置者が第9条に規定する許可の基準又は第10条第2項の規定により付された許可の条件に違反しているときは、設置者に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。

2 市長は、設置者が前項の規定による勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。

(許可の取消し)

第19条 市長は、設置者が偽りその他不正の手段により、第3条の許可を受けたときは、その許可を取り消すことができる。

(使用禁止命令)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の使用の禁止を命ずることができる。

(1) 第3条の許可を受けずに、ペット霊園を設置し、又は施設の変更工事をした者

(2) 前条の規定により許可を取り消された者

(公表)

第21条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に違反し、ペット霊園を使用したときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、前条の命令に違反した者に、あらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にペット霊園を設置している者は、当該ペット霊園について第3条の許可を受けたものとみなす。